

独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター倫理委員会設置規程

(目的)

第1条 独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター（以下「当院」という。）における研究を適正に推進するために、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号、令和3年6月30日施行）（以下「倫理指針」という。）、「臨床研究法」（平成30年4月1日施行）及び「独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター研究倫理規程」に基づき、当院に有識者から成る倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(用語の定義)

第2条 この規程における各種用語の定義は、特に定める場合を除き、「独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター研究倫理規程」の定めるところによる。

(責務)

第3条 委員長は、院長から審査を依頼された次の各号について、倫理指針の定めるところにより、審査を行い、必要な意見を院長に答申する。

- 一 職員が行う研究に関すること
- 二 その他

(組織)

第4条 委員会は、院長が指名する者をもって組織する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局を管理課に置く。

(開催頻度)

第6条 委員会は、原則隔月（奇数月）開催するものとする。ただし、委員長が開催の必要がないと判断した場合は開催せず、また委員長が必要と認める場合には臨時に開催することができる。

(運営等)

第7条 委員会の運営等については独立行政法人国立病院機構嬉野医療センタ

一倫理委員会手順書にしたがって行う。

(雑則)

第8条 この規程に定める他、この規程の実施にあたって必要な事項は院長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年6月30日から施行する。